

上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合等について (令和5年度*)

令和7年6月

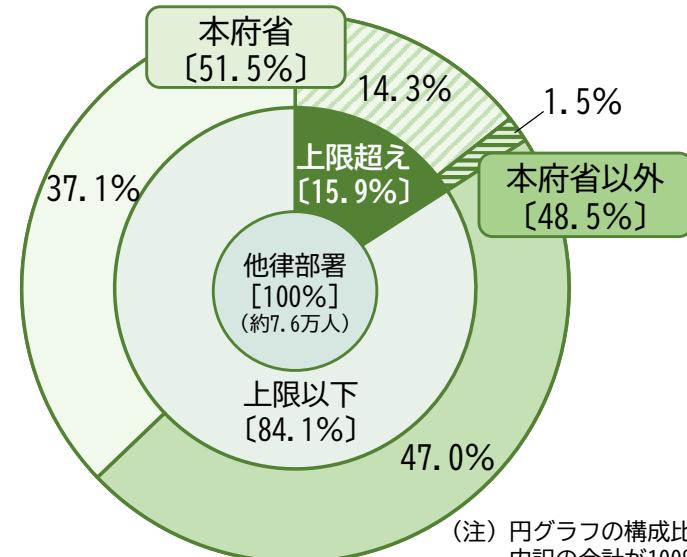
人 事 院

※令和5年4月から令和6年3月までの状況。ただし、公正取引委員会、
財務省及び国税庁は、令和5年7月から令和6年6月までの状況

1 上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合（令和5年度）

（1）他律部署（他律的業務の比重が高い部署）

令和5年度に上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合は次のとおり。



【主なポイント】

- 4つの上限のうち、いずれかの上限を超えた職員の割合
→ 15.9% (約1.2万人) 令和4年度よりも0.1ポイント減少

（上限別で見た場合）

（注）円グラフの構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。（以下この資料の円グラフにおいて同じ）

上限	全体 [約7.6万人=100%]	本府省 [約3.9万人=100%]	本府省以外 [約3.7万人=100%]
1月100時間未満	7.7% (7.4%)	13.9% (13.5%)	1.1% (1.1%)
年720時間以下	6.7% (7.0%)	12.5% (13.0%)	0.7% (0.9%)
2~6月平均80時間以下	10.4% (10.5%)	18.7% (19.1%)	1.5% (1.7%)
月45時間超は年6回まで	12.5% (13.0%)	22.1% (23.3%)	2.2% (2.5%)
いずれかの上限を超えた職員	15.9% (16.0%) 【約1.2万人】 (【約1.2万人】)	27.9% (28.5%) 【約1.1万人】 (【約1.1万人】)	3.2% (3.3%) 【約0.1万人】 (【約0.1万人】)

※上限別で見た場合の表について

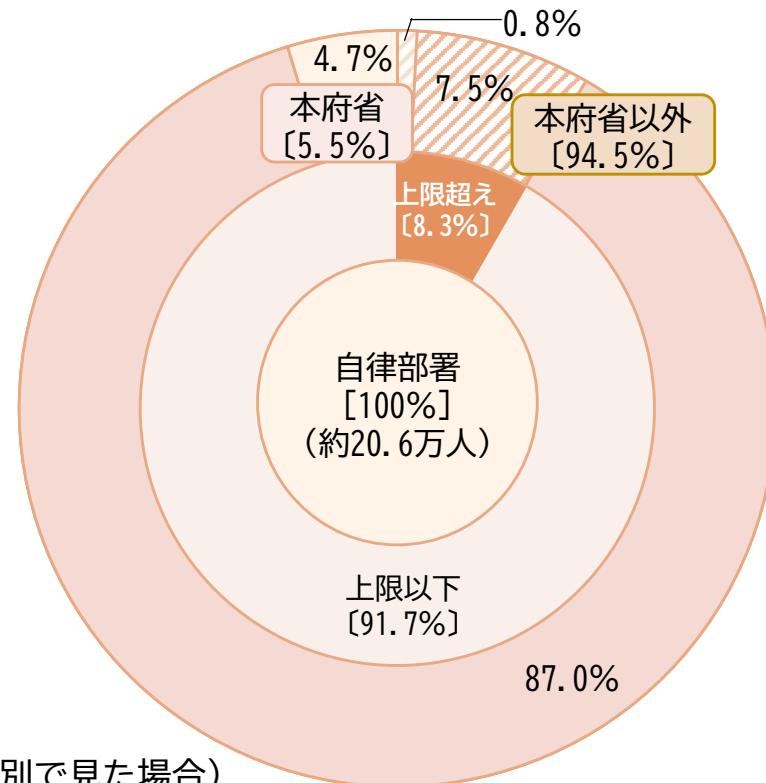
1 () 内は令和4年度の状況

2 [] 内の人数は年度末定員の総数（概数）。「%」は全体、本府省又は本府省以外の総数をそれぞれ100%とした場合の割合

3 上限別で見た場合の合計は、同一の職員が複数の上限を超えている場合もあるため、「いずれかの上限を超えた職員」の割合とは一致しない

(2) 自律部署（他律部署以外の部署）

令和5年度に上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合は次のとおり。



(上限別で見た場合)

上限	全体 [約20.6万人=100%]	本府省 [約1.1万人=100%]	本府省以外 [約19.4万人=100%]
1月45時間以下	7.4% (6.9%)	14.0% (13.9%)	7.1% (6.5%)
年360時間以下	5.2% (4.6%)	9.4% (9.7%)	4.9% (4.3%)
いずれかの上限を超えた職員	8.3% (7.7%) 【約1.7万人】 (【約1.6万人】)	15.2% (15.3%) 【約0.2万人】 (【約0.2万人】)	7.9% (7.2%) 【約1.5万人】 (【約1.4万人】)

※上限別で見た場合の表について

1 () 内は令和4年度の状況

2 [] 内の人数は年度末定員の総数（概数）。「%」は全体、本府省又は本府省以外の総数をそれぞれ100%とした場合の割合

3 上限別で見た場合の合計は、同一の職員が複数の上限を超えている場合もあるため、「いずれかの上限を超えた職員」の割合とは一致しない

2 上限超えの主要な要因別の職員割合（令和5年度）

上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員が従事した主な特例業務としては、以下のものがあった。

（主なポイント）

- 「大規模災害への対処」により上限を超えた職員割合は、他律部署と自律部署のいずれも増加している。
- 「新型コロナウイルス感染症対策関連業務」により上限を超えた職員割合は、他律部署と自律部署のいずれも大幅に減少している。
- 上限を超えた職員割合が最も大きいものは、他律部署では「国会対応業務」、自律部署では「大規模災害への対処」であった。

特例業務の内容	他律部署 〔約1.2万人=100%〕	自律部署 〔約1.7万人=100%〕
①大規模災害への対処	9.0% (2.6%)	16.1% (11.9%)
②新型コロナウイルス感染症対策関連業務	1.3% (7.3%)	0.2% (4.2%)
③重要な政策に関する法律の立案	9.5% (9.2%)	0.4% (0.6%)
④他国又は国際機関との重要な交渉	9.6% (10.4%)	0.4% (0.4%)
⑤予算・会計関係業務	12.2% (12.4%)	15.1% (16.1%)
⑥人事・給与関係業務	7.3% (7.1%)	9.7% (10.1%)
⑦国会対応業務	22.1% (21.0%)	0.6% (1.4%)

※1 ①、③及び④は人事院規則に例示する特例業務。その他は「その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認めるもの」のうち共通的な業務を取り上げたもの

※2 他律部署の割合については、他律部署の4つの上限のうち、いずれかの上限を超えた職員の人数を100%として算出したもの。同様に、自律部署の割合については、自律部署の2つの上限のうち、いずれかの上限を超えた職員の人数を100%として算出したもの

※3 同一の職員が複数の特例業務に従事している場合もあり、また、上記の特例業務のほか、各府省固有業務等が特例業務とされているため、上記数値を足しても100%にならない

※4 [] 内の人数は、いずれかの上限を超えた職員の総数（概数）

※5 () 内の「%」は、令和4年度の割合

超過勤務の上限等に関する措置（現行制度）の概要

超過勤務命令の上限

- 各省各庁の長は、原則として1箇月について45時間かつ1年について360時間の範囲内（他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員に対しては、1箇月について100時間未満、1年について720時間等の範囲内）で、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。
- 特例業務（大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認める業務）に従事する職員又は従事していた職員に、上限を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、超過勤務命令の上限は適用しない。

特例業務に従事する場合

※「特例業務」とは、大規模災害への対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認める業務をいう。

- ◆月45時間以下
- ◆年360時間以下

- ◆月100時間未満
- ◆年720時間以下
- ◆2～6箇月平均80時間以下（注）
- ◆月45時間超は年6箇月まで

（注）2箇月、3箇月、4箇月、5箇月、6箇月のいずれの期間においても、平均が80時間以下であることをいう。

超過勤務

正規の勤務時間

原則
〔自律部署〕

他律的業務の比重が高い部署
〔他律部署〕

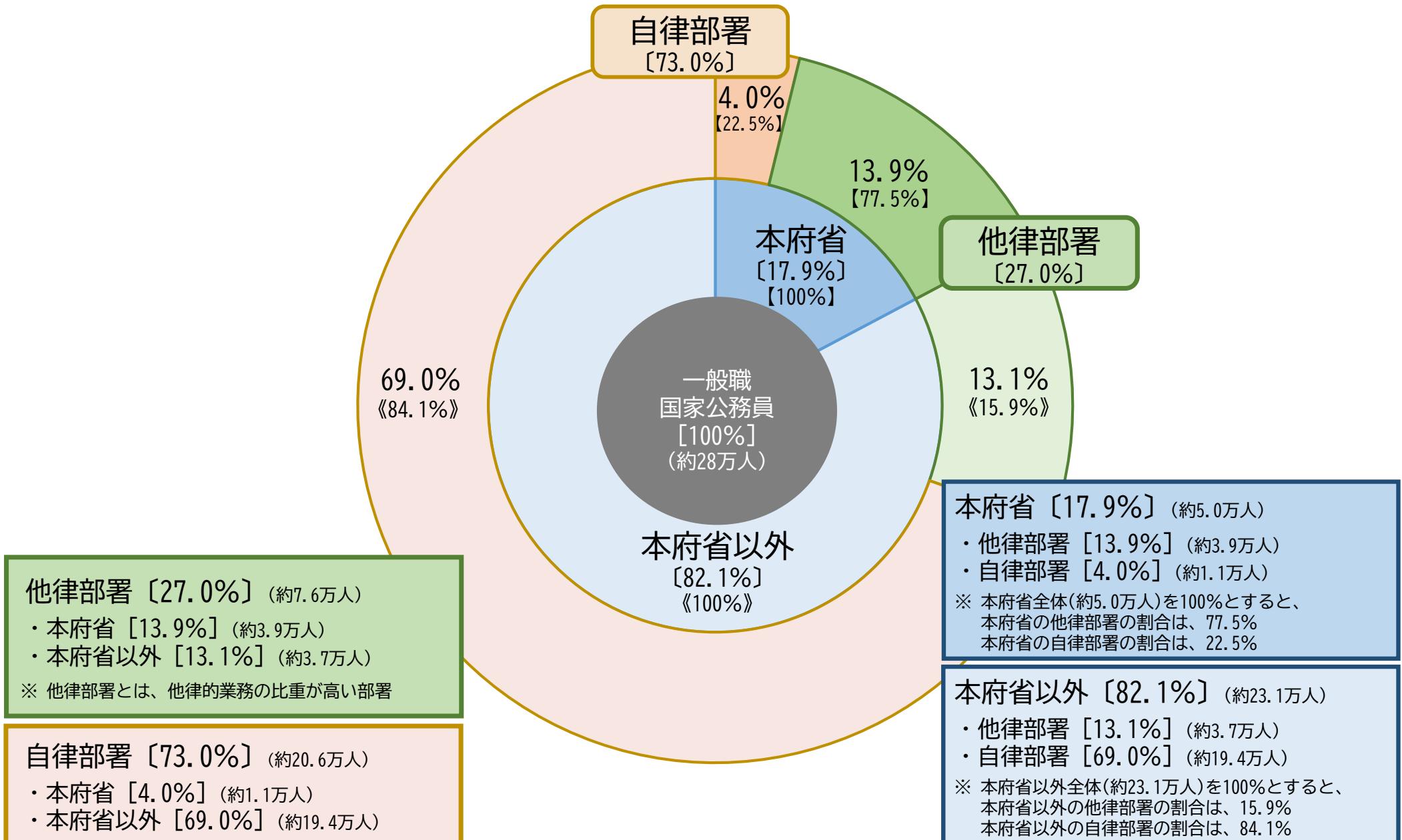
【他律的業務の比重が高い部署】

- 「他律的業務」とは、業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。
- 国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等に従事するなど、業務の量や時期が各府省の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署が該当し得る。

要因の整理分析等

- 特例業務により、上限を超えて超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、適切に情報を収集して、1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行う必要がある。

一般職国家公務員の人員構成



※令和5年度末予算定員を基に算出。ただし、公正取引委員会、
財務省及び国税庁は、令和6年度末予算定員を基に算出

令和 5 年度 他律的業務の比重が高い部署の指定状況及び上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合

府省名	他律的業務の比重が高い部署の割合			いずれかの上限を超えた職員の割合（対定員）								
	合計	本府省	本府省以外	他律部署		自律部署		他律部署+自律部署				
全体	27.0%	77.5%	15.9%	合計	本府省	本府省以外	合計	本府省	本府省以外	合計	本府省	本府省以外
会計検査院	89.3%	89.3%	—	6.7%	6.7%	—	18.7%	18.7%	—	7.9%	7.9%	—
人事院	46.8%	62.9%	10.6%	3.1%	3.3%	0.0%	0.3%	0.6%	0.0%	1.6%	2.3%	0.0%
内閣官房	90.5%	90.5%	—	34.0%	34.0%	—	25.2%	25.2%	—	33.2%	33.2%	—
内閣法制局	79.7%	79.7%	—	39.7%	39.7%	—	31.3%	31.3%	—	38.0%	38.0%	—
内閣府	56.6%	81.5%	11.2%	32.9%	34.2%	15.3%	15.8%	26.4%	11.7%	25.4%	32.7%	12.1%
宮内庁	36.8%	43.1%	0.0%	19.2%	19.2%	—	9.1%	10.6%	3.9%	12.8%	14.3%	3.9%
公正取引委員会	75.4%	95.6%	0.0%	8.9%	8.9%	—	9.6%	6.3%	10.2%	9.1%	8.8%	10.2%
警察庁	75.9%	88.8%	69.6%	6.6%	16.6%	0.5%	6.2%	0.3%	7.2%	6.5%	14.7%	2.5%
個人情報保護委員会	90.0%	90.0%	—	16.1%	16.1%	—	81.8%	81.8%	—	22.6%	22.6%	—
カジノ管理委員会	35.9%	35.9%	—	13.1%	13.1%	—	9.2%	9.2%	—	10.6%	10.6%	—
金融庁	95.3%	95.3%	—	26.1%	26.1%	—	17.9%	17.9%	—	25.7%	25.7%	—
消費者庁	62.2%	62.2%	—	28.2%	28.2%	—	22.2%	22.2%	—	25.9%	25.9%	—
こども家庭庁	82.6%	100.0%	0.0%	56.3%	56.3%	—	17.3%	—	17.3%	49.5%	56.3%	17.3%
デジタル庁	100.0%	100.0%	—	43.7%	43.7%	—	—	—	—	43.7%	43.7%	—
復興庁	63.3%	91.2%	16.0%	21.7%	22.4%	15.4%	12.5%	25.0%	10.3%	18.3%	22.6%	11.1%
総務省	35.7%	65.7%	0.0%	37.5%	37.5%	—	7.9%	23.3%	1.6%	18.3%	32.4%	1.6%
公害等調整委員会	0.0%	0.0%	—	—	—	—	11.1%	11.1%	—	11.1%	11.1%	—
消防庁	68.5%	85.8%	0.0%	67.0%	67.0%	—	37.7%	100.0%	2.9%	57.7%	71.6%	2.9%
法務省	48.4%	91.0%	47.6%	3.8%	21.9%	3.2%	4.4%	52.0%	4.3%	4.1%	21.9%	3.7%
出入国在留管理庁	34.5%	76.4%	32.1%	17.5%	69.9%	10.2%	8.2%	37.8%	7.6%	11.4%	62.4%	8.4%
公安審査委員会	0.0%	0.0%	—	—	—	—	50.0%	50.0%	—	50.0%	50.0%	—
公安調査庁	5.0%	23.1%	0.0%	7.9%	7.9%	—	3.8%	17.6%	0.8%	4.0%	15.3%	0.8%
外務省	97.7%	97.7%	—	31.3%	31.3%	—	13.0%	13.0%	—	30.8%	30.8%	—
財務省	16.0%	96.4%	4.8%	30.4%	37.4%	10.4%	6.3%	13.3%	6.3%	10.2%	36.6%	6.5%
国税庁	4.1%	77.1%	2.7%	17.4%	39.7%	4.5%	3.0%	9.8%	2.9%	3.5%	32.9%	2.9%
文部科学省	92.3%	98.7%	38.9%	22.6%	23.2%	9.7%	2.3%	15.0%	0.0%	21.0%	23.1%	3.8%
スポーツ庁	98.2%	98.2%	—	26.9%	26.9%	—	50.0%	50.0%	—	27.3%	27.3%	—
文化庁	99.0%	99.0%	100.0%	26.3%	26.9%	0.0%	0.0%	0.0%	—	26.0%	26.6%	0.0%
厚生労働省	26.8%	96.8%	16.4%	17.7%	37.4%	0.5%	3.3%	32.9%	3.1%	7.2%	37.2%	2.7%
中央労働委員会	10.1%	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	—	1.1%	1.2%	0.0%	1.0%	1.1%	0.0%
農林水産省	24.9%	51.1%	14.5%	13.2%	20.3%	3.3%	4.4%	13.0%	2.5%	6.6%	16.7%	2.6%
林野庁	4.6%	37.0%	0.0%	18.0%	18.0%	—	2.4%	20.3%	0.7%	3.1%	19.5%	0.7%
水産庁	20.1%	24.5%	0.0%	21.9%	21.9%	—	18.7%	23.5%	2.2%	19.3%	23.1%	2.2%
経済産業省	43.9%	78.9%	0.0%	37.3%	37.3%	—	18.7%	31.3%	15.4%	26.9%	36.1%	15.4%
資源エネルギー庁	97.1%	97.1%	—	63.2%	63.2%	—	46.2%	46.2%	—	62.7%	62.7%	—
特許庁	13.8%	13.8%	—	13.2%	13.2%	—	0.5%	0.5%	—	2.3%	2.3%	—
中小企業庁	82.8%	82.8%	—	45.1%	45.1%	—	88.2%	88.2%	—	52.5%	52.5%	—
国土交通省	10.9%	86.5%	0.1%	23.5%	23.7%	10.0%	19.9%	35.8%	19.6%	20.3%	25.3%	19.6%
観光庁	96.4%	96.4%	—	33.5%	33.5%	—	25.0%	25.0%	—	33.2%	33.2%	—
気象庁	27.3%	86.1%	0.0%	4.4%	4.4%	—	5.2%	17.6%	4.4%	5.0%	6.2%	4.4%
運輸安全委員会	68.5%	100.0%	0.0%	2.4%	2.4%	—	0.0%	—	0.0%	1.7%	2.4%	0.0%
海上保安庁	6.9%	77.4%	0.0%	26.5%	26.5%	—	21.1%	4.4%	21.5%	21.4%	21.3%	21.5%
環境省	64.5%	95.6%	38.9%	24.1%	34.2%	3.8%	21.6%	47.7%	20.1%	23.2%	34.8%	13.7%
原子力規制委員会	70.1%	73.0%	11.3%	8.5%	8.6%	0.0%	5.4%	5.9%	2.1%	7.6%	7.9%	1.9%
防衛省	72.7%	72.7%	—	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	—

※ 1 集計対象は、一般職国家公務員である。

※ 2 併任の場合は本務で集計している。ただし、専ら併任（併任の期間中、主として併任先の官職の業務に従事する場合を指した通称）の場合は原則併任先で集計している。

※ 3 公正取引委員会、財務省及び国税庁は令和 5 年 7 月から令和 6 年 6 月までの状況である。

※ 4 いずれかの上限を超えた職員の割合は、それぞれの令和 5 年度未予算定員（公正取引委員会、財務省及び国税庁にあっては令和 6 年度未予算定員）で除して算出したものである。

※ 5 他律的業務の比重が高い部署の割合は、それぞれの令和 5 年度未予算定員（公正取引委員会、財務省及び国税庁にあっては令和 6 年度未予算定員）を用いて算出したものである。

※ 6 外務省の在外公館に勤務する職員は除いている。

令和5年度 特例業務の要因別職員割合（府省別）

【他律部署】

府省名	①大規模災害への対処	②新型コロナウイルス感染症対策関連業務	③重要な政策に関する法律の立案	④他国又は国際機関との重要な交渉	⑤予算・会計関係業務	⑥人事・給与関係業務	⑦国会対応業務
全体	9.0%	1.3%	9.5%	9.6%	12.2%	7.3%	22.1%
会計検査院	—	—	—	—	10.7%	28.0%	2.7%
人事院	—	—	—	—	—	55.6%	—
内閣官房	5.7%	1.8%	4.8%	1.8%	8.4%	10.1%	11.9%
内閣法制局	—	—	—	—	—	4.0%	12.0%
内閣府	17.0%	5.7%	7.8%	0.7%	6.1%	4.8%	26.1%
官内庁	—	—	—	5.4%	8.1%	10.8%	4.1%
公正取引委員会	—	—	21.0%	—	3.2%	12.9%	19.4%
警察庁	10.2%	0.2%	8.4%	4.2%	9.4%	14.1%	25.6%
個人情報保護委員会	—	—	31.3%	9.4%	—	—	21.9%
カジノ管理委員会	—	—	—	—	12.5%	37.5%	—
金融庁	2.2%	3.4%	15.2%	11.2%	3.2%	7.3%	9.5%
消費者庁	12.7%	—	8.5%	7.0%	23.9%	16.9%	54.9%
こども家庭庁	4.2%	—	18.1%	—	24.1%	2.8%	58.8%
デジタル庁	—	—	2.3%	—	10.6%	9.7%	25.0%
復興庁	—	—	6.7%	—	30.0%	3.3%	76.7%
総務省	8.5%	0.3%	14.5%	5.7%	7.8%	8.0%	17.3%
公害等調整委員会	—	—	—	—	—	—	—
消防庁	88.3%	2.6%	—	—	14.3%	7.8%	10.4%
法務省	—	1.2%	5.4%	0.9%	5.5%	1.7%	5.4%
出入国在留管理庁	1.0%	0.5%	11.8%	1.0%	2.4%	3.7%	31.8%
公安審査委員会	—	—	—	—	—	—	—
公安調査庁	—	—	—	—	14.3%	—	42.9%
外務省	—	—	—	60.0%	2.3%	3.9%	—
財務省	1.6%	0.1%	0.1%	9.4%	5.2%	10.9%	5.4%
国税庁	3.4%	—	—	—	10.8%	5.4%	13.1%
文部科学省	5.6%	1.4%	5.3%	3.4%	38.0%	8.1%	40.5%
スポーツ庁	3.4%	—	—	6.9%	44.8%	13.8%	34.5%
文化庁	6.4%	3.8%	32.1%	—	23.1%	2.6%	42.3%
厚生労働省	9.4%	5.0%	15.2%	1.8%	18.8%	9.9%	38.6%
中央労働委員会	—	—	—	—	—	—	—
農林水産省	17.3%	—	10.5%	5.9%	21.7%	13.6%	18.0%
林野庁	33.3%	—	—	—	43.6%	—	5.1%
水産庁	22.7%	—	15.9%	11.4%	52.3%	9.1%	31.8%
経済産業省 (資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を含む。)	16.4%	—	23.3%	19.5%	1.4%	3.2%	45.3%
国土交通省	19.4%	0.3%	10.1%	4.6%	26.1%	4.9%	17.2%
観光庁	—	1.4%	—	—	11.1%	—	8.3%
気象庁	21.7%	—	1.7%	—	15.0%	10.0%	—
運輸安全委員会	—	—	—	—	—	—	33.3%
海上保安庁	16.9%	—	—	6.0%	15.7%	12.4%	27.7%
環境省	12.2%	—	7.0%	14.5%	19.8%	8.4%	9.9%
原子力規制委員会	11.9%	—	—	1.5%	17.9%	17.9%	1.5%
防衛省	—	—	—	—	—	—	—

※1 集計対象は、一般職国家公務員である。

※2 併任の場合は本務で集計している。ただし、専ら併任（併任の期間中、主として併任先の官職の業務に従事する場合を指した通称）の場合は原則併任先で集計している。

※3 公正取引委員会、財務省及び国税庁は令和5年7月から令和6年6月までの状況である。

※4 外務省の在外公館に勤務する職員は除いている。

※5 割合は、他律部署の4つの上限のうち、いずれかの上限を超えた職員の人数を100%として算出したものである。

※6 同一の職員が複数の特例業務に従事している場合もあり、また、上記の特例業務のほか、各府省固有業務等が特例業務とされているため、上記数値を足しても100%にならない。

令和5年度 特例業務の要因別職員割合（府省別）

【自律部署】

府省名	①大規模災害への対処	②新型コロナウイルス感染症対策関連業務	③重要な政策に関する法律の立案	④他国又は国際機関との重要な交渉	⑤予算・会計関係業務	⑥人事・給与関係業務	⑦国会対応業務
全体	16.1%	0.2%	0.4%	0.4%	15.1%	9.7%	0.6%
会計検査院	—	—	—	—	4.0%	—	—
人事院	—	—	—	—	—	—	—
内閣官房	—	—	—	3.8%	7.7%	—	26.9%
内閣法制局	—	—	—	—	60.0%	20.0%	—
内閣府	4.1%	2.4%	0.6%	—	33.7%	11.8%	3.6%
宮内庁	—	1.7%	—	—	18.3%	11.7%	—
公正取引委員会	—	—	—	—	—	4.5%	—
警察庁	23.3%	—	—	—	25.8%	27.5%	—
個人情報保護委員会	—	—	—	—	5.6%	55.6%	—
カジノ管理委員会	—	—	—	—	—	—	—
金融庁	7.1%	—	—	—	—	28.6%	—
消費者庁	—	—	2.9%	—	2.9%	2.9%	11.8%
こども家庭庁	—	—	—	—	7.1%	—	—
デジタル庁	—	—	—	—	—	—	—
復興庁	—	—	—	—	90.0%	20.0%	—
総務省	10.8%	—	0.4%	10.3%	8.6%	2.6%	9.1%
公害等調整委員会	—	—	—	—	—	50.0%	—
消防庁	75.0%	—	—	—	10.0%	—	—
法務省	2.3%	0.3%	—	—	26.5%	26.7%	0.2%
出入国在留管理庁	0.3%	—	0.3%	—	12.7%	15.4%	0.3%
公安審査委員会	—	—	—	—	—	—	—
公安調査庁	—	—	—	—	3.2%	4.8%	—
外務省	—	—	—	—	—	—	—
財務省	1.0%	—	—	—	14.7%	19.9%	—
国税庁	1.6%	—	—	—	1.4%	19.7%	—
文部科学省	—	—	—	—	—	—	—
スポーツ庁	—	—	—	—	—	—	—
文化庁	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	3.5%	3.0%	—	—	5.2%	9.3%	0.9%
中央労働委員会	—	—	—	—	—	—	—
農林水産省	25.3%	—	8.6%	1.7%	26.3%	11.9%	2.8%
林野庁	15.2%	—	—	1.0%	29.5%	14.3%	—
水産庁	26.2%	—	6.0%	5.4%	34.9%	2.0%	12.8%
経済産業省 (資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を含む。)	18.2%	—	1.3%	2.8%	—	—	2.5%
国土交通省	31.4%	0.0%	0.0%	—	19.6%	4.4%	0.1%
観光庁	—	—	—	—	—	100.0%	—
気象庁	23.3%	—	—	—	15.9%	12.2%	—
運輸安全委員会	—	—	—	—	—	—	—
海上保安庁	2.4%	—	—	0.0%	9.5%	8.5%	—
環境省	8.2%	—	—	1.2%	19.4%	8.8%	—
原子力規制委員会	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	—	—	—	—	—	—	—

※1 集計対象は、一般職国家公務員である。

※2 併任の場合は本務で集計している。ただし、専ら併任（併任の期間中、主として併任先の官職の業務に従事する場合を指した通称）の場合は原則併任先で集計している。

※3 公正取引委員会、財務省及び国税庁は令和5年7月から令和6年6月までの状況である。

※4 外務省の在外公館に勤務する職員は除いている。

※5 割合は、自律部署の2つの上限のうち、いずれかの上限を超えた職員の人数を100%として算出したものである。

※6 同一の職員が複数の特例業務に従事している場合もあり、また、上記の特例業務のほか、各府省固有業務等が特例業務とされているため、上記数値を足しても100%にならない。

人事院における取組

- 超過勤務の縮減に向けた人事院の取組については、令和6年人事院勧告時報告において言及
<https://www.jinji.go.jp/content/000005208.pdf>

- 概要は次のとおり

1. 各府省における業務の削減・合理化の推進等

- 各府省に管理職員等の果たす役割の重要性を伝え、業務の削減・合理化や職場の雰囲気・認識の変革等、超過勤務の縮減に向けた一層の取組を依頼

2. 客観的把握に基づく勤務時間管理等についての指導・助言

- 令和4年度に設置した勤務時間調査・指導室において、超過勤務時間の適正な管理等の調査・指導を実施
- 調査・指導を更に充実させるため、令和6年度は対象となる職員数を増やして実施

3. 国会対応業務の改善

- 各府省にフォローアップアンケートを実施。国会対応業務については、「削減傾向にある」旨の回答が前回から大きく増加したが、「変わっていない」旨の回答が最も多かったことから一層の取組を行うことが必要
- 各府省に対して国会対応業務による超過勤務の縮減に向けて取り組むよう求めるとともに、行政部内を超えた取組が必要なものは、関係各方面の御理解と御協力をお願い

4. 業務量に応じた要員の確保、人事・給与関係業務の改善

- 業務の削減・合理化、職場の雰囲気や認識の変革、マネジメント強化等を進め、それでもなお状況に改善が見られない場合には、各府省において業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努める必要
- フォローアップアンケートでは、多くの府省が「恒常的な人員不足が生じている」と回答。今後、各府省の実情を把握し、必要に応じて定員管理担当部局等に協力を依頼
- 人事・給与関係業務について、内閣人事局と連携し、調査等の重複を合理化するなどの改善の取組